

山口県立下関北高等学校学校運営協議会の運営に関する会則

山口県立下関北高等学校

(目的)

第1条 この会則は、学校運営協議会の運営に関する要綱（平成28年山口県教育委員会要綱。以下「要綱」という。）第12条の規定により、山口県立下関北高等学校（以下「本校」という。）学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の会議への出席)

第2条 協議会会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる

(その他、協議する事項)

第3条 学校や地域の課題の解決や活性化に向けた、地域による学校支援や学校による地域貢献活動の在り方に関すること

(附則)

- 1 この会則は、平成30年6月9日から施行する。
令和2年7月9日 一部改正
- 2 委員の任期の開始後、最初の会議は学校運営協議会の設置等に関する規則第6条第1項の規定にかかわらず、校長が招集する。